

「各種様式の押印見直し」に関する取扱いについて

令和2年12月25日付けで「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、厚生労働省関係通知等のとおり、押印を不要とする改正等が行われたことに伴い、指定申請等の各種様式について、押印（法人代表者印）を不要とします。

なお、次の点に留意し、お手続きください。

■各種様式に「印」や「㊟」等の標記があっても、押印する必要はありません。

（標記部分に二重線を引く等により使用していただいて構いません。訂正印は不要です。）

■各種様式の変更等（「印」や「㊟」等の削除）については、順次対応する予定ですが、お手持ちの電子データ等において独自に削除し、使用していただいて構いません。

■契約書、請求書、その他法令等で押印が必要とされているものについては、これまでどおり押印が必要となります。

■その他、不明な点は、各担当にお問い合わせください。